

即ち大東亞戰爭の完遂、大東亞經濟建設に必要な鑛産物例へば、鐵鑛、銅、鉛、亞鉛、ニッケル、水銀、滿俺、クロム鐵鑛、燐鑛石等に就ては夫々生産目標を定め、之が目的達成の爲に急速な開發計畫を樹立遂行することを第一の目標とし、就中開發順位の重點を銅に置き、先づ以て銅の生産増強に大東亞鑛業の總力を發揮すべきことを強調したことは、我國鑛業の進路を最も具體的に示したものと云ふことが出来る。

然して右の如き重要鑛物の重點的開發を容易ならしめる爲の基礎條件として、第二に國內鑛業の整備再編成の必要を述べ、新たな國內企業態勢を根幹として大東亞鑛業建設を強力に推進せしむべきことを明示したことは、戰爭遂行途上動もすれば、生産の減退に藉口し、企業形態の根本に手を染めることを回避せんとする一部の保守的現状維持論に對して大いなる示唆を與へるものであつて、換言すれば大東亞鑛業を最も合理的に開發、運営し、各企業の經營能率を高度化すると共に、將來進んで他の經濟圏に對抗し、世界鑛業に伍して大東亞鑛業の維持發展を行はしむるやう國內企業を大規模なものとし、その經營を一層合理化することの必要性を茲に強調したのであつた。

即ち我國鑛業は此處に二つの大いなる使命を明示せられたものと言ふべく、鑛業界としては今後一方に於て各企業が夫々その總力を發揮し、多年の傳統と歴史に基く優秀なる經營能力と企業の創意とに依り、國內は固より新たに開發を擔當することとなつた南方鑛山の開發經營に邁進すると共に、他方大東亞共榮圈確立に必要な鑛業新體制を確立する爲、一企業の立場を離れ、我國鑛業が打つて一丸となり、その力を結集し得る様、遠大な理想、雄渾な構想を以て鑛業の整備確立に進まなければならぬであらう。

第四節 國內鑛業政策の要諦

我國鑛業の進路が前節に述べた如くであるとするれば、政府も亦之に對して新たな構想を以て劃期的鑛業政策を樹立し、我國鑛業をしてよくその使命を達せしめる如く、之に必要な育成保護を加へると共に、之が統制を圖ることが肝要である。

續つて支那事變以降に於ける政府の鑛山對策を考へて見るに、各般の施策は謂はば鑛産物の生産増強に對する當面の應急的措施として考慮せられたに止り、我國鑛業の基礎を培養し、眞

に恒久的増産の態勢を確立するには至らなかつたのであつて、此の點に就ては今後考究すべき幾多の問題が残されて居るのである。

鑛産物の増産と、我國鑛業の基礎培養とが不可分の關係にあることは、改めて述べるまでもない處で、大東亞戦争が今後長期に亙ることを覺悟し、大東亞の建設が曠古の大事業であることを思へば單に目前の増産に止ることなく、我國鑛業をして眞に大東亞鑛業の中核たる如く、之を育成して行かなければならない筈である。

鑛産資源は天然に賦存するものである爲、鑛業の立地配分は人爲的のみに決め難いものがあり、且戦時下に於ける鑛業政策としては、最も開發の容易にして、鑛量も多く、且、品位の高い鑛山の生産に重點を置くべきことは固より當然であると言はねばならない。

従つて錫の如き南方資源の殊に豊富なるものに在ては、國內の中小鑛山の生産を或程度まで制限し、大東亞全體としての調整運営を圖ることは勿論必要のことではあるが、さらばと言つて一概に資源の賦存状況にのみ捉はれて、今後の開發の重點を南方に移し、之が爲、國內鑛業の基礎振興に對する施策を緩める様なことがあつてはならない。

即ち銅の如く國內生産を第一とするものに在つては問題はないが、鉛、亜鉛、滿俺、クロム鐵鑛の如く、我國にも相當量の埋藏資源があり、從來から可成りの生産が續けられて來たに拘らず、今後我國に對する供給量の大きな部分を南方に仰ぐべきことが豫想される重要鑛物に就ては、動ともすれば南方開發に重點が置かる餘り、國內に對する關心が弱められる危懼を少しとしないのである。

此處に南方鑛業の立地關係に就て詳細に述べることは吾々の本意ではないが、國防的觀點からするも大東亞鑛業建設を經濟的採算面からのみ立地配分することは極めて危険であることは充分諒解せられる所と思ふ。

勿論南方鑛山の開發は今日輸送條件等に依つても大なる制約を受けんとして居るのであるが、大東亞建設審議會がその答申の中に於て、我國鑛業を中心とし、大東亞鑛業建設に進むべき方針を示した重要な理由としては大東亞共榮圈の確立に際し、眞に國內鑛業の基礎を強化しなければならぬ別個の要件があつたのである。

即ち我國鑛業は日清戦役後に於ける民間企業としての發展準備時代から、支那事變勃發に至

るまでの長い期間を通じ、自由通商に基礎を置いた世界經濟の中に變遷推移の過程を辿り、造船業、製鐵事業等の如き政府の保護政策を受けることなく放置され、滿洲事變後、國內重要産業發達の爲に採られた各種の保護關稅政策の如きも遂に鑛業に對しては全く考慮せられなかつたのである。

我國鑛業が最近に至るまでその世界市場に於ける鑛産物の價格に基準を置いて採算本位に採鑛、製鍊を行つて來たのも亦斯かる歴史的事情に基いて居たのであつて、之が爲低品位鑛石の開發も最近まで顧られず、その技術の發達も遅れて居たのである。

南方鑛業開發の如何に拘らず、國內鑛業の振興を圖り、可及的に自給確保の途を講ずる努力を續けることは、鑛山技術の發達鑛山經營の進歩に對する原動力とも言ふべきであつて、大東亞鑛業建設の基礎も茲に始めて置かれ得るものと言ふことが出来る。

國內に於ける製鍊所の建設擴張は南方鑛山の開發と共に近く日程に上るであらうが、徒らに原鑛石の供給を南方のみに仰ぐことなく國內鑛山の開發經營に對しても將來百年の大計を樹てることが、今後の鑛業政策確立の上に於て最も重視されなければならぬ問題であらうと思ふ。

第十章 鑛山統制會の進路

第一節 國內増産の完遂

鑛山統制會の事業は謂ふまでもなく國內鑛業の綜合的統制運營を圖るものであるが、その窮極の目的とする所は之に依り大東亞鑛業の建設に寄與し、以て大東亞戰爭の完遂に挺身せんとするに在るのである。

大東亞各占領地域に於ける治安の恢復、行政機構の整備、住民の生活安定、經濟建設の進行と、共に、中央と現地とを打つて一丸とする大東亞共榮圈建設の綜合的運營も次第に計畫化され、強力に一元的に指導せられるであらうが、今日の場合に於ては未だ占領直後のことであり當分の間は現地の特事情を尊重し、經濟建設に當つても中央は大綱を定めるに止め、具體的實施方策は現地當局者に之を一任せんとする方針は極めて適切であると謂へよう。

従つて鑛山統制會に於ては前章に述べた如く、南方鑛業の建設に就て開發擔當者の選定等に關し種々協力し來つたのであるが、現地鑛業の具體的問題に就ては、國內鑛業と關聯ある問題に關してのみ、力の及ぶ限り側面的に支援協力をなす態度を以て臨んで居るのである。

南方鑛産資源は鑛種並びに鑛量の豊富なる點に於て將來之が開發生産を完遂し得た曉に於ては、勿論我國鑛業の構成を一變せしむることゝならうが、現在の所では南方資源の開發は既開發の占領鑛山に就ても之が復舊を行ひ、生産を續けて行く上には幾多の困難があるのであつて資材の供給、動力、燃料の供給を始め、鑛石の輸送等凡ての問題に互つて、極めて困難な幾多の障礙を藏して居ることを思へば、とまれ戰爭完遂當面の喫緊事としては國內鑛産物の増産確保にいやが上でも最大の努力を傾けねばならぬことが知らるるであらう。鑛山統制會がその總力を舉げて國內鑛物の増産に邁進しつゝあるのも、全く斯かる基本的な事情に基くのであつて本節の冒頭に述べた如く、鑛山統制會がその窮極の目的たる大東亞鑛業の建設に寄與する爲には眞に國內増産の體制を確立して、此處に南方鑛業開發の基礎を置くことが最も肝要であることを諒解し得られると思ふ。

第二節 銅増産對策

我國に於ける銅の自給率が低位にあることは屢々觸れた通りであるが、銅の生産に就ては滿支はもとより南方共榮圈の既開發鑛山の產出量を以てしても、我國の需要を充分に賄ひ得ない状態に在るのである。

南方鑛産物がその鑛種、鑛量共に恵まれて居るに拘らず、獨り銅に就てのみ今日まで大鑛山を發見するに至つて居ないことは寔に遺憾なことであつて、銅對策が我國鑛業の最も大きな課題とせられるに至つた所以である。

銅の増産こそは、大東亞鑛業建設の上に、緊急にして而も核心的の課題であつて、鑛山統制會がその使命とする國內鑛物の増産に當つても先づ以て銅の生産増強に大いに力を注いで居る次第である。

銅需給對策として考慮せられる點は

(一) 國內銅鑛山の徹底的開發生産を行ひ、殊に低品位鑛の大量處理に就て特殊の考慮を加

- (一) 比島銅鑛山の復舊開發を重點的に促進すること
 - (二) 故銅資源の回收を強化すること
 - (三) 代替品の強制使用を圖ること
 - (四) 南方諸地域に於ける銅資源の調査を急速に實施すること
- の諸項目に盡きるが、此の中でも國內鑛山の生産増強こそは諸對策の根幹を爲すものであつて、今後の需給關係を考ふるも、如何なる積極的方策を以てしても、尙ほ及ばざるの感を深うするのである。

鑛山統制會に於ては目下内地銅鑛山の生産擴充目標を設定し、政府と協力して、銅山に對する勞務、資材等に就ても特に重點的考慮を拂ふと共に、適正價格の設定、探鑛の奨励、補助金政策の再檢討等、銅鑛業の基礎條件の改善に努むる外、特に國內銅鑛業の重點的整備に就ても諸般の研究準備を進めて居る。

我國の銅鑛業の最大の悩みは各鑛山共に、毎年品位の低下を告げることであるが、之は劃期的の増産政策を強行する上からは、或程度まで已むを得ない所であるとしても、之が爲銅山の經營上の負擔は益々激増し、粗鑛量の増大、設備の擴張、資材勞力の不足等に依り、銅生産費の昂騰は不可避の現象であつて、今後の増産對策の遂行に當つては、銅鑛業經營の基礎を確立することに就て新たななる角度から從來よりも異つた思ひ切つた特殊の考慮を拂ふことが必要なのである。

固より増産遂行に就ての一般的基礎條件の悪化は獨り銅鑛業に止らないのであつて、勞務對策の改善、従業員訓練による能率の増進、技術の改良、機械化の普及、代用資材の研究、運輸施設の改善等、銅鑛山に於ても一般製造工業の工場に於ける如く、自力を以て極力その條件に對應し、悪化の克服に努めなければならぬことは勿論であるが、單に生産の維持に止らず、品位の低下と言ふ決定的の自然條件を背景にして、而も飛躍的の増産を圖らなければならぬ點に銅鑛業の矛盾があるのであつて、此の矛盾を矛盾とせず、凡ゆる困難を克服する爲には不斷に綜合的の對策を以て外部的にも内部的にも有效適切に調整改善を加へて行かねばならぬであらう。

銅需給對策の第二の問題は銅の使用制限強化、故銅の回收強化、代替品の強制使用等一連の消費部に關しての對策である。

之は生産増強に對して見れば消極的な面であるが、銅の生産に自ら限度があるとすれば等の對策も亦極めて重大となつて來るのである。

ドイツの如きは銅資源の不足の點では到底我國の比ではなく、之が爲軍需に於ても銅の消費節約は高度に行はれて來た所であつて、以て他山の石となすことが出來よう。

銅使用量の中、六割内外を占める電線に就ては、アルミニウムが相當まで可能なのであつて、裸送電線を始めとし、アルミニウム代用の範圍を段階的に定め、法令に基いてその強制使用を行ふ如き方法も考慮しなければならないであらう。

アルミニウムを以て銅の代替品たらしめる爲には、之に必要なアルミニウムの増産計畫を確立して置くことも亦必要なのであつて之等各般の問題に互り、銅對策に遺憾なきことを期して居るのである。

第三節 産金對策

銅の増産對策と並んで鑛山統制會の將來にその解決を委ねられた重要な事業は産金事業の對策である。

金鑛業の振興は、支那事變を一轉機とし、事變下に於ける我國鑛業の最大の課題であつたが、更に大東亞戰爭の勃發と共に金を除く重要鑛物の増産が金鑛業の地位と入れ替りになつたことは、既に詳細に互つて説明した所であるが、我國鑛業がその發展期に於て金及び銅を中心となして來ただけに、産金事業對策はとりも直さず鑛業全體の問題とされて居るのであつて、茲に我國鑛業に於ける金問題の重要性を知ることが出来る。

第二次世界大戰以來、今日金が有する特異の地位に就ては、その將來の重要性に關して確定的の斷定を下すことは極めて困難であつて、將來に於て金が再び國際通貨としての地位を確保し得るや否や、或は國際通貨以外の單なる金屬として裝飾品その他の特殊需要に應ずるに止るか否か蓋し何人も輕々に豫想し得られない所であらう。

従つて金の生産に就ては遙かに思ひ切つた減産政策を樹てることも危険であるが、同時にその生産を従來の如き重點的庇護の下に繼續せしめることも當を得ない。殊に今日の如く鑛山勞務者並びに鑛山用資材を極度に切詰め、勞務、資材等を最も緊急の方面に利用し、以て鑛業の重點的運営を圖らなければならぬ時に於ては従來の産金政策は改めて検討し直されねばならぬ。

金が斯くの如く不確定な立場に在るに拘らず、我國鑛業の構成の上に産金事業が最も主要な地位を占めて居ることは、換言すれば我國鑛業の基礎が、金鑛業に對する不安と共に經營的に不安定の儘放置せられることを意味するのであつて、重要鑛物増産の企業的基礎を確立し、我國鑛業をして、大東亞鑛業建設の中核たらしめるには、先づ以て産金事業に對して確固たる方針を以て臨み、之に必要な措置を爲すことが不可欠の要件であると考へられる所以である。鑛山統制會に於ては目下政府並びに關係方面と協力し、一定の産金目標を樹てた上、鑛業全體の運営にとつて最も合理的な方策を講ずべく、金鑛業と、金以外の重要鑛物増産との調整に向つて鋭意努力を傾注して居る。

大東亞共榮圈内の金鑛業地帯としては、比島、ニューギニア等がある。ニューギニアの金鑛資源は未調査のものが多くが品位は高く、企業化された曉には生産費も安いものと思はれる。

今後の産金對策としては、生産費本位で、品位の高いもの、或ひは比島の金銀銅鑛石の如く銅製鍊の副産物として採取されるもの等に向つて金鑛業を採算本位に立つて自然的推移に委せる時期が來ることも無いとは言へないであらう。

第四節 企業の合理化と再編成

我國の鑛業が今日の基礎を確立する迄には、長年月に亙る企業の歴史と傳統を持つた各鑛山會社の苦心經營に依る所が多く、主要會社の間には採鑛、選鑛、製鍊の凡てに亙つて技術的、經濟的に言ひ知れぬ苦心が傾けられて來たのであつて、今日大規模な經營が行はれて居る鑛山にあつても、その蔭には自然を對象とする探鑛の苦心を始め、複雑な鑛石處理に幾度か採算を割らんとした選鑛上、或ひは製鍊上の困難を克服した技術の勝利があつたのである。而もその

間、鑛産物の価格は世界の市場價格に左右せられ、幾度か鑛山經營の基礎を脅かされることもあつた。

斯くして我國の鑛業の水準は、技術的にも經營的にも世界に於て決して遜色ない高度のものとなつたのであるが、今日國家が要求する最高度の能率を發揮せしめる爲には國內全體の鑛業に就て、尙幾多合理化の餘地を残して居ると言はねばならぬ。

即ち、個々の企業に就ては、輸入鑛産物に對する價格上の競争と、國內企業相互間の角逐に依つて、よく進歩向上を見たのであるが、國內全體の鑛業を総合的に運営し、全體としての機能を昂める點から言へば、各企業相互間に於て經營の改善を加ふべき點も亦決して尠くないのである。

例へば、輸入鑛石を目當てに急速に建設された生産費の高い製鍊所が、今日遊休設備化されんとして居る如きは最も顯著の例であるが、その他にも鑛區の整理統合を必要とするもの、設備の合理化を考慮すべきもの等その例は尠しとしない。

製鍊所に對する原鑛石の不合理輸送の是正に就ては既に早くよりその解決に着手されたが、

製鍊所を中心とする眞の意味に於ける原料送付計畫の設定を始め、製鍊所の最高能率發揮の爲には、獨り從來の原鑛石の送付計畫に對して再検討を行ふに止らず、企業の再編成にも手を染めなければならぬであらう。

大東亞鑛業建設の遂行に當つては、可及的に現地製鍊主義の建前を採るにしても、今後我國に於て處理すべき原鑛石の數量は各鑛種に互つて激増を告げることが豫想され、之が爲に我國に於ける製鍊所の新設又は擴張は早晚直面すべき問題であると思はれる。

大東亞の鑛業建設に伴ふ此の製鍊所の擴充に當つては獨り産業立地的に検討を行ふのみでは不充分であつて、之を契機として我國鑛業の合理化を圖ると共に、各企業の傳統並びに經營、技術の特殊性を尊重し、個々の單位企業をして夫々の特色を持った大規模企業に育成強化することが望ましいのである。

我國鑛業をして眞に大東亞鑛業の中核たらしめる爲には、單に統制組織の強化のみを以て之を望むことは到底不可能であつて、我國に於ける鑛山會社をして、眞に世界的規模の大會社となし、各種の鑛産物に就て、夫々世界最高の技術と經驗を擁する強力なものたらしめることが

必要なのである。

然し乍ら斯の如き鑛業の再編成は最も慎重に考慮されねばならぬ問題であり、國家の適切な指導と、業界自體の自覺に俟つべきものであつて、眞に大東亞の鑛業を我國に於て建設せんとする官民一致の燃ゆる如き熱意と、眞摯なる協力とによつて達成される所であらう。

第五節 鑛山統制會と外地鑛業

鑛山統制會の進路に横たはる主要な課題は概略以上述べた通りであるが、翻つて、今日の統制會の現状を見るに、鑛山統制會は國內大企業を始め、内地の鑛業權者の凡てを直接間接の會員として包攝し、内地五千の鑛山をその統制指導の下に置いて居るとは言へ、統制會指定の閣令に於て、統制會を設立すべき事業の範圍を一應内地に止めた爲、鑛山統制會の會員は内地の鑛業權者にその範圍を限定せられ、従つて鑛山統制會の事業も亦内地の鑛業の統制運営を圖ることを目的として居るのである。

重要産業團體令の施行並びに統制會設立に際しての第一次重要産業指定の閣令が共に大東亞

戰爭の勃發以前になされたことから見れば、統制會の事業の對象を一應内地に止めたことも諒解出来るのであるが、既に大東亞戰爭の勃發を見、南方鑛業の建設が、現實の問題として我國鑛業の使命として課せられた以上、事態は將に一變するに至つたと謂はねばならない。

即ち政府は既に大東亞省を設置すると共に、拓務省を廢して、外地行政の中、内地と同等に扱ひ得るものは、逐次之を一元的に内地行政官廳の下に移管せしめる方針を明かにしたのである。

我國鑛業の構成を見れば、外地に於ける鑛業もその多くは内地に本社を有するものであり、内地の主要鑛山は廣く内外地に互つて有機的に鑛山を經營して居る他、南方に對しても企業の進出を行つて居ることは第八章に於ても述べた通りである。

然も、之等の主要會社に依つて經營されて居る各製鍊所は自山鑛の處理を行ふのみでなく、その原鑛石を内外地その他の鑛山から買鑛して居り、之等の關係を考慮すれば鑛山統制會が内地鑛業の統制にその事業の範圍を限定することは、どうしても十分とは言ひ得ないであらう。

今日、我國鑛業が直面して居る急迫した事態に對處する爲には、前節に於て説明した通り内

外地全體に互り重點的に綜合的運営を圖り、生産の増強に必要な企業の合理化、經營の改善から、更に進んで企業の再編成まで行はねばならないのであつて、内外地を地域的に區別するとは、内地鑛業自體の統制指導の上にも幾多の困難があるのである。

朝鮮に於ても鑛業に關する生産配給の統制機構は既に設立されて居るが、内地の鑛山統制會と朝鮮の統制機構との間には未だ十分有機的連絡を缺いて居り、内外地に互る統制組織の整備に就ては、その解決が促進せられなければならないのであらう。

第六節 鑛山統制會の進路

鑛山統制會の進路は大東亞戰爭の勃發と共に、既に、決定された所であつて、その使命とする處は、時局の要請する鑛産物の生産を増強し、我國鑛業發展の基礎を確立し、併せて大東亞鑛業の完全なる育成強化に、必要な諸般の問題を處理し、その圓滿な解決を圖ることにあ

る。

鑛山統制會としては産業團體令の立法精神に基き、此の使命達成に一意邁進するのみである

が統制會の強化が昨今頻りに問題とせられて居る折柄、此の點に關し鑛山統制會としての立場から聊か私見の一端を述べ以て本書の記述を終ることゝしたい。

凡そ統制會の機能強化は、單に所謂官廳の權限委讓に依つて達成されるものではなく、統制會が一方指導機關として大處高處に立ちて眞に國家の希求を洞察し、時局の要望を把握すると共に、他方業界の結集體として如實に民間の實情に透徹し、その總意を會收し以て國策遂行の官民協力の公器として自らその實力を涵養して行くか否か、一つにここに懸つて居ると思ふ。

設立後、日尙淺い我が鑛山統制會に於ては特に此の實力涵養に重點を置き、會長伊藤文吉男爵指導の下に事務局の整備、業界との緊密なる聯携を計る他、今後の事業遂行に必要な基礎資料の調査蒐集に懸命の努力を傾けて居るのである。

例へば全國鑛山の生産計畫の立案並びに遂行の如きも、飽くまで各鑛山の實情に即應しつゝ國策に基いて之を統制指導することは極めて困難な事業であつて、徒らに机上案の實行を強行するが如きは統制會設立本來の趣旨を没却するものと言ふべく、統制會の指導力が自ら各社各鑛山首腦者その人々の指導力氣構へとなり切つて、直接各會社の企業經營の内容、鑛山設備の

末端まで浸透して行くことが究局の妙諦であらう。而して之れが爲には眞に透徹凱切な事實認識と、極めて適正切實な對策の立案遂行とが何を措いても必要なのである。

統制會が眞にその機能を發揮する爲には或程度の年月を要するであらうと言はれる所以も斯かる事象を指して居るのである。

尙ほ、此處に一言附け加へて置きたいことは統制會の機構組織の問題である。今後大東亞戰爭の進展に伴ふ内外經濟情勢の變化に伴ひ、統制會もその機構組織の上に幾多の變革を要すべきことはもとより今日より種々豫想せらるる所ではあるが、單に外的條件の推移からのみ直ちに統制會の機構擴充を企圖する如きは慎しまねばならぬ所である。内容の充實活力の迸出が第一義的のものであつて、機構組織は寧ろその外皮とも目すべきであらう。

例へば曩に述べた外地鑛業の統制問題に就ても、理論上は確かに内外地を切離すことは不合理であり、その連絡調整から更に進んで内外地を包括した統制會を設立することが急務であると考へらるゝであらう。又大東亞戰爭の進展に依り、南方鑛業の開發が我國鑛業の運営と密接の關係を持つに至るや、南方鑛業をも當然鑛山統制會の統制指導下に置くべしなども、是又

一應思ひ及ばるる處であらう。

然し内外地に互る鑛業問題の綜合的運営調整は先づ之れが具體的な施策や方途を講じ、その實行に伴ひ、必要に應じ、適當に組織機構等を革むる方が寧ろ實際的ではなからうかと思はるる。

又大東亞の鑛業建設と統制會の機構擴充に就ては、大東亞の鑛業を綜合的に統制運営する機構の設定はもとより必要であるが、何分にも大東亞共榮圈の政治的經濟的性格が本來廣汎多岐であり、尙ほ硝煙彈雨も遠からぬ今直ちに統制會をして之れに當らしめようと言ふべくもないと思ふ。

之を要するに現實の統制會は單に畫かれた機構に依つては決して事業の運営はその實效を舉ぐべきもなく、人的結合を根幹とした事務局の活動と、時局認識による協力體制を基礎とした業界の團結に依つて始めて實力を具へた統制會として、その機能を發揮し得るのである。

吾々は以上の信念に基いて鑛山統制會の内容を充實し、その基礎を鞏固にし、將來内外地に止らず、進んで大東亞基礎圈に於ける鑛業の統制運営に寄與し得る様、懸命の努力を傾注し、

以て職域奉公の誠を盡したいと考へて居る次第である。

關係附錄

- 第一、鑛山統制會定款
- 第二、鑛山統制會統制規程
- 第三、鑛山統制會會員名簿
- 第四、鑛山統制會役員名簿
- 第五、鑛山統制會事務分掌規程
- 第六、鑛山統制會機構一覽表
- 第七、鑛山統制會主要職員名簿
- 第八、鑛山統制會支部顧問名簿
- 第九、鑛山統制組合定款
- 第十、鑛山統制組合役員名
- 第十一、日本金屬配給株式會社定款
- 第十二、日本金屬配給株式會社役員名簿
- 第十三、日本金屬配給株式會社職制事務分掌一覽

第一 鑛山統制會定款

昭和十六年十二月十九日
商工省告示第千二百八十六號

第一章 總 則

第一條 本會ハ本邦ニ於ケル鑛產物（石炭、亞炭、石油及土瀝青ヲ除ク以下同ジ）ノ生産及販賣ニ關スル事業（鐵鑛、ニツケル鑛、アルミニウム及マグネシウムノ製鍊及販賣ニ關スル事業並ニ鑛ノ販賣ニ關スル事業ヲ除ク）ノ綜合的統制運營ヲ圖リ且當該產業ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第二條 本會ハ重要産業團體令ニ依リ設立シ鑛山統制會ト稱ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置キ必要ニ應ジ支部又ハ出張所ヲ設ク

第四條 本會ハ第一條ノ事業ヲ營ム者及其ノ組織スル團體ニシテ商工大臣ノ指定シタルモノヲ以テ組織ス

第五條 本會ハ會員ニ對シ經費ヲ賦課ス

本會ハ本會ノ事業ヲ行フ爲特ニ必要アルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ會員ノ全部又ハ一部ニ對シ前

項ノ規定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課ス

第六條 本會ノ公告ハ官報ヲ以テ之ヲ爲ス

第二章 事業

第七條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事項ニ付必要ナル事業ヲ行フ

- 一、鑛業資源開發計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 二、鑛產物ノ生産及配給計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 三、第一條ノ事業ニ要スル資材ノ確保及配分計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 四、第一條ノ事業ニ關スル勞務及資金ノ確保ニ關スル事項
- 五、鑛產物ニ關スル輸送力ノ確保及荷役ノ合理化ニ關スル事項
- 六、鑛產物ノ價格ニ關スル事項
- 七、第一條ノ事業ノ整備確立ニ關スル事項
- 八、第一條ノ事業ニ於ケル技術ノ向上、能率ノ増進及經理ノ改善ニ關スル事項
- 九、會員及會員タル團體ヲ組織スル者ノ第一條ノ事業ニ關スル統制指導及検査ニ關スル事項
- 一〇、鑛產物ニ關スル調査及研究ニ關スル事項

一一、前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

第八條 本會ハ事業ノ執行ニ付商工大臣ノ認可ヲ受ケ統制規程ヲ定ム

第三章 役員

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長	一人
理事	一人
監事	若干人
評議員	若干人

第十條 會長ハ本會ヲ代表シ第一條ノ事業ノ統制指導其他ノ會務ヲ總理ス

理事長ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ會長及理事長ヲ輔佐シ會務ヲ分掌シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長及理事長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及理事長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ

監事ハ本會ノ財産ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ會長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十一條 會長ハ商工大臣ノ命ジタル銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ズ

理事長及理事ハ第一條ノ事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ會長之ヲ命ジ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

評議員ハ第一條ノ事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ

監事ハ評議員其ノ過半数ノ同意ニ依リ之ヲ選任ス

第十二條 役員ノ任期ハ左ノ通リトス

會長	三年
理事長	三年
理事	三年
監事	二年
評議員	二年

會長必要アリト認ムルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ任期中ト雖モ理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

第十三條 會長、理事長、及理事ハ商工大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ

第四章 總會

第十四條 總會ハ定時總會及臨時總會ノ二種トス定期總會ハ毎年一回三月ニ、臨時總會ハ會長必要アリト認ムルトキハ之ヲ開催ス

總會ハ會長之ヲ招集ス

第十五條 總會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ理事長之ニ當リ會長及理事長共ニ事故アルトキハ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長ノ職務ヲ代理スル理事之ニ當ル

第十六條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ會長之ヲ決ス

一、定款ノ變更

二、收支豫算

三、第五條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第十七條 會長ハ毎年總會ニ本會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ財産ノ狀況ヲ報告セシム

第五章 事務局

第十八條 本會ニ事務局ヲ置ク

第十九條 理事長ハ會長ノ指揮監督ヲ受ケ事務局ヲ統理ス

第二十條 前二條ノ外職員其ノ他ノ事務局ニ關スル事項ニ付テハ會長之ヲ定ム

第六章 會 計

第二十一條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月末日ニ終ル

第二十二條 前條ノ外會計ニ關スル事項ニ付テハ會長之ヲ定ム

第七章 過 怠 金

第二十三條 本會ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ統制規程ノ定ムル處ニ依リ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課ス

第二 鑛山統制會統制規程

昭和十七年五月十二日商工大臣認可
昭和十七年五月十五日商工省告示第五五九號
昭和十七年五月十五日施行

第一條 會員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業計畫（統制組合タル會員ニ在リテハ組合員ノ事業計畫）ヲ定メ會長ニ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

會長必要アリト認ムルトキハ商工大臣ノ承認ヲ受ケ前項ノ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第二條 會員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業（統制組合タル會員ニ在リテハ組合員ノ事業）ニ要スル物資ノ數量及金額其ノ他必要ナル事項ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三條 會長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ其ノ事業（統制組合タル會員ニ在リテハ組合員ノ事業）ニ要スル物資ノ使用、取得又ハ保有ニ關シ數量、用途其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第四條 會員又ハ會員タル統制組合ノ組合員（以下組合員ト稱ス）ハ會長ノ定ムル所ニ依リ鑛產物ノ送付計畫及受入計畫ヲ定メ會長ニ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

會長必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ商工大臣ノ承認ヲ受ケ鑛產物ノ送付數量、受入數量、送付先、受得先其ノ他必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第五條 會員又ハ組合員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ鑛產物ノ輸送計畫ヲ定メ會長ニ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

會長必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ鑛產物ノ輸送ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第六條 會員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業（統制組合タル會員ニ在リテハ組合員ノ事業）ニ要スル技術者及勞務者其ノ他ノ從業者ノ雇備豫定人員ヲ記載シタル勞務計畫書ヲ會長ニ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七條 會長必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ技術者及勞務者其ノ他ノ從業者ノ作業能率ノ増進又ハ其ノ移動ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第八條 會長必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ技術ノ研究、改善、公開又ハ交流ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第九條 會員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ所要資金ノ調達方法ヲ記載シタル資金計畫書（統制組合タル會員ニ在リテハ組合員ノ資金計畫書）ヲ會長ニ提出スベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第十條 會員又ハ組合員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ豫定原價計算及原價計算ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第十一條 會員又ハ組合員ハ會長ノ定ムル所ニ依リ當該事業年度ノ財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書及利益ノ處分ニ關スル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第十二條 會長必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ其ノ事業ノ經理ノ改善ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十三條 會長ハ會員又ハ組合員ニ對シ商工大臣ノ承認ヲ受ケ鑛產物ノ買受、賣渡、保有又ハ委託

加工若ハ受託加工ニ付其ノ數量、價格、受渡先其ノ他ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十四條 會長必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ其ノ事業設備ノ新設、増設、變更、休止、廢止又ハ讓渡若ハ讓受ニ關シ商工大臣ノ承認ヲ受ケ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十五條 會員又ハ組合員ハ其ノ事業ノ開始、休止、廢止、讓渡、委託、共同經營又ハ合併ヲ爲サントスルトキハ會長ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第十六條 會長必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ其ノ事業ノ開始、休止、廢止、讓渡若ハ讓受、委託若ハ受託、共同經營又ハ合併ニ關シ商工大臣ノ承認ヲ受ケ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十七條 會員又ハ組合員ハ其ノ鑛業權若ハ砂鑛權ノ讓渡若ハ讓受又ハ隣接鑛區トノ間ノ鑛區ノ増減ノ契約ヲ爲サントスルトキハ會長ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ記載シタル書類ヲ會長ニ提出スベシ

第十八條 會長必要アリト認ムルトキハ會員又ハ組合員ニ對シ鑛業權若ハ砂鑛權ノ讓渡若ハ讓受又ハ隣接鑛區トノ間ノ鑛區ノ増減ニ關シ商工大臣ノ承認ヲ受ケ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第十九條 會長必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ會員又ハ組合員ニ對シ補償金、補助金又ハ獎勵金ヲ交付スルコトアルベシ

第二十條 會員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ會長ニ届出ヅベシ

一、商號名稱又ハ主タル事務所若ハ營業所ノ變更アリタルトキ

二、定款ノ變更アリタルトキ

三、役員ノ變更アリタルトキ

第二十一條 會員又ハ組合員ハ第一條第二項、第三條、第四條第二項、第五條第二項、第七條、第八條、第十二條乃至第十四條、第十六條及第十八條ノ規定ニ依ル會長ノ命令又ハ指示ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ

第二十二條 會員又ハ組合員ハ第一條第一項、第二條、第四條第一項、第五條第一項、第六條、第九條乃至第十一條、第十五條、第十七條及第二十條ノ規定ニ依リ提出スベキ書類ニ虚偽ノ記載ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十三條 本會ハ本規程ニ違反シタル會員ニ對シ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトアルベシ

第二十四條 本規程ニ依リ組合員ヨリ會長ニ提出スベキ書類ハ會長ノ定ムルモノヲ除クノ外當該統制組合ノ理事長ヲ經由スベシ

第三 鑛山統制會會員名簿

日本鑛業株式會社	社	長	島田利吉(東京市芝區田村町一丁目二番地)
三菱鑛業株式會社	取締役社長		小村千太郎(東京市麴町區丸ノ内二丁目四番地)
三井鑛山株式會社	會	長	川島三郎(東京市日本橋區室町二丁目一番地ノ一)
住友鑛業株式會社	社	長	三村起一(大阪府東區北濱五丁目二十二番地)
株式會社 藤田組	專務取締役		白根竹介(大阪府北區堂島北町二十番地)
古河鑛業株式會社	副社長	長	吉村萬治郎(東京市麴町區丸ノ内二丁目八番地)
昭和鑛業株式會社	社	長	菅禮之助(東京市京橋區築地五丁目二番地ノ三)
株式會社 任友本社	總理	事	古田俊之助(大阪府東區北濱五丁目二十二番地)
鋼生產業株式會社	社	長	小野義夫(東京市京橋區京橋一丁目二番地)
松尾鑛業株式會社	社	長	中村房次郎(横濱市中區本町四丁目三十九番地)
日鐵鑛業株式會社	專務取締役		小川彌太郎(東京市麴町區丸ノ内二丁目二十番地)
大日本鑛業株式會社	常務取締役		小關良平(東京市麴町區丸ノ内一丁目二番地ノ二)

日本ニツケル株式會社 社長 長 芝辻正晴 (東京市日本橋區吳服橋三丁目七番地)
 大江山ニツケル 工業株式會社 社長 長 森 曉 (東京市京橋區寶町一丁目七番地)
 東洋山業株式會社 社長 長 小野義夫 (東京市京橋區京橋一丁目二番地)
 北海道硫黃株式會社 會長 長 淡輪雅信 (東京市芝區新橋二ノ二ノ一三、鐵館内)
 土肥金山株式會社 專務取締役 進藤淳之佑 (大阪市東區北濱五丁目二十二番地)
 中外鑛業株式會社 社長 長 原 安三郎 (東京市麴町區丸ノ内二丁目二番地)
 田中鑛業株式會社 取締役 田中次郎 (東京市日本橋區兜町二丁目十八番地)
 靜狩金山株式會社 會長 長 古田俊之助 (大阪市東區北濱五丁目二十二番地)
 石原産業海運株式會社 社長 長 石原新三郎 (大阪市西區江戶堀上通一丁目十一番地ノ一)
 日本曹達株式會社 社長 長 大和田悌二 (東京市麴町區大手町二丁目八番地ノ七)
 野村鑛業株式會社 社長 長 山内 貢 (東京市日本橋區通一丁目一番地)
 八 田 勇 馬 (北海道日高國沙流郡平取村幌去村)
 大日本製糖株式會社 社長 長 藤山愛一郎 (臺北市北門町八番地)
 日本製鍊鑛業株式會社 取締役社長 棚橋寅五郎 (東京市本鄉區駒込東片町百五十七番地)
 (舊本後藤鑛業株式會社)
 日本クローム 工業株式會社 代表取締役 船越作一郎 (大阪市東區伏見町四丁目七番地)

株式會社 鐵 興 社 社長 長 佐野隆一 (東京市京橋區京橋三丁目四番地ノ八)
 株式會社 粟村鑛業所 社長 長 粟村敏家 (大阪市東區中津南通四丁目四十四番地)
 日本産金振興株式會社 社長 長 今井喜代志 (東京市京橋區京橋三丁目二番地ノ二)
 帝國鑛業開發株式會社 社長 長 菅 禮之助 (東京市京橋區木挽町八丁目十九番地)
 帝國滿鐵株式會社 社長 長 菅 禮之助 (東京市京橋區木挽町八丁目十九番地)
 日本貴金屬統制 株式會社 專務取締役 鈴木一郎 (東京市本鄉區本郷一丁目九番地)
 日本金屬回收株式會社 社長 長 大久保偵次 (東京市京橋區築地三丁目十番地)
 (舊日本故銅統制株式會社)
 日本金屬配給株式會社 社長 長 伊藤文吉 (東京市日本橋區茅場町二丁目八番地)
 東京地方鑛山統制組合 理事長 長 小島庸一 (東京市芝區今入町八番地、城南ビル)
 仙臺地方鑛山統制組合 理事長 長 鍋島朝俊 (仙臺市柳町通り、仙臺鑛山監督局内)
 大阪地方鑛山統制組合 理事長 長 飯田彌五郎 (大阪市北區梅田町四十七番地ノ一)
 福岡地方鑛山統制組合 理事長 長 宮本久米太 (福岡市土手町二十番地)
 北海道鑛山統制組合 理事長 長 土屋 裕 (札幌市南一條西十九丁目)

第四 鑛山統制會役員名簿

- 會長 男爵 伊藤文吉(前日本鑛業社長、金鑛聯合會長)
- 理事長 兼勞務部長 津田秀榮(前住友本社參事、金鑛聯常務理事)
- 理事 企畫部長 吹原彌生三(前三菱鑛業技術部技師長)
- 理事 生產部長 齋藤平吉(前日本鑛業雲山鑛山事務所長兼大楡洞鑛山事務所長)
- 理事 資材部長 松本政勝(前古河鑛業金屬部副部長)
- 理事 鑛石部長 葉山健二郎(前日本鑛業營業部運輸課長)
- 理事 配給部長 藤井三郎(前日本統制組合常務理事)
- 監事 男爵 古市六三(帝國鑛業開發株式會社副社長)
- 是永桃吉(三菱鑛業株式會社常務取締役)
- 島田利吉(日本鑛業株式會社社長)
- 小村千太郎(三菱鑛業株式會社社長)
- 三村起一(住友鑛業株式會社社長)
- 評議員

- 川島三郎(三井鑛山株式會社會長)
- 吉村萬治郎(古河鑛業株式會社副社長)
- 小川彌太郎(日鐵鑛業株式會社專務取締役)
- 白根竹介(株式會社藤田組專務取締役)
- 菅禮之助(帝國鑛業開發株式會社社長)
- 今井喜代志(日本產金振興株式會社社長)
- 石原新三郎(石原產業海運株式會社社長)
- 小野義夫(鯛生產業株式會社社長)
- 中村房次郎(松尾鑛業株式會社社長)
- 久留島秀三郎(昭和鑛業株式會社副社長)
- 原安三郎(中外鑛業株式會社社長)

第五 鑛山統制會事務分掌規程

沿革 設定昭和十七年一月一日
改正昭和十七年四月一日
改正昭和十七年九月廿日

第一條 本會ニ秘書役、調査室、總務課、地方課、生産部、企畫部、勞務部、資材部、配給部及

鐵石部ヲ置ク

- 第二條 秘書役ハ會長秘書ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第三條 調査室ニ於テハ特ニ命セラレタル事項ノ調査及立案ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第四條 總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一、文書及人事ニ關スル事項
 - 二、庶務及用度ニ關スル事項
 - 三、事務局運営ニ關スル事項ノ考究及調査ニ關スル事項
 - 四、會計ニ關スル事項
 - 五、其他部ノ所管ニ屬セサル事項
- 第五條 地方課ニ於テハ支部、出張所及地方鑛山統制組合ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第六條 生産部ニ生産第一課、生産第二課及技術課ヲ置ク
- 第七條 生産第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一、金、銀、銅及硫化鐵鑛ノ生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
 - 二、鉛、亞鉛及錫ノ生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
- 第八條 生産第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一、鐵鋼原料鑛石ノ生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
 - 二、其他ノ鑛產物ノ生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項

第九條 技術課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、技術ノ向上、指導及公開、能率ノ増進、規格ノ統一並ニ試驗研究ノ連絡調整ニ關スル事項
- 二、資源調査ニ關スル事項
- 第十條 企畫部ニ企畫課、監理課、原價計算課及海外課ヲ置ク
- 第十一條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一、生産力擴充計畫及物資動員計畫ヘノ參畫並ニ企業ノ整備確立ニ關スル事項
 - 二、一般調査及外地トノ連絡ニ關スル事項
- 第十二條 監理課ニ於テハ企業ノ經理並ニ資金ノ確保及調整ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十二條ノ二 原價計算課ニ於テハ生産費ノ調査及價格ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十三條 海外課ニ於テハ海外トノ連絡、海外ニ於ケル調査其他海外ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十四條 勞務部ニ勞務課及厚生課ヲ置ク
- 第十五條 勞務課ニ於テハ勞務動員計畫ヘノ參畫、勞務ノ確保、配分及能率増進並ニ學校卒業者ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十六條 厚生課ニ於テハ勞務者ノ厚生及災害防止ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十七條 資材部ニ資材第一課、資材第二課及資材調整課ヲ置ク

第十八條 資材第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、鐵鋼、非鐵金屬等資材ノ確保及配給ニ關スル事項

二、機械、器具及金屬製品等資材ノ確保及配給ニ關スル事項

第十九條 資材第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、化學製品、油類、燃料等資材ノ確保及配給ニ關スル事項

二、坑木、纖維製品等資材ノ確保及配給ニ關スル事項

三、食糧品、醫療用品、作業用品等資材ノ確保及配給ニ關スル事項

第二十條 資材調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、資材ノ總括的需給調整ニ關スル事項 二、資材ノ總括的調査及統計ニ關スル事項

第二十一條 配給部ニ配給第一課、配給第二課及配給調整課ヲ置ク

第二十二條 配給第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、銀及銅ノ需給調整ニ關スル事項

二、硫酸銅、精製硫黃其他（鑛石部所管ノモノヲ除ク）ノ鑛產物ノ需給調整ニ關スル事項

第二十三條 配給第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、鉛、アンチモン及錫ノ需給調整ニ關スル事項

二、亞鉛、亞鉛末、カドミウム又水銀ノ需給調整ニ關スル事項

第二十四條 配給調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、物資動員計畫ヘノ參畫、配給實施計畫ノ立案及配給統制機關ノ指導、監督並ニ配給價格ノ調整ニ關スル事項 二、鑛產物配給上必要ナル調査及統計ニ關スル事項

第二十五條 鑛石部ニ鑛石第一課、鑛石第二課及輸送課ヲ置ク

第二十六條 鑛石第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、金、銀、銅、鉛、亞鉛、錫鑛石ノ需給調整及價格ニ關スル事項

二、硫化鐵鑛ノ需給調整及價格ニ關スル事項

第二十七條 鑛石第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、非金屬鑛石類ノ需給調整及價格ニ關スル事項

二、鐵鋼原料鑛石其他前條以外ノ金屬鑛石類ノ需給調整及價格ニ關スル事項

第二十八條 輸送課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、陸上輸送計畫ノ立案及實施並ニ輸送力ノ確保ニ關スル事項

二、海上輸送計畫ノ立案及實施並ニ輸送力ノ確保ニ關スル事項

三、海陸輸送及荷役施設ノ整備、改善並ニ輸送費ニ關スル事項

第七 鑛山統制會主要職員名簿

昭和十七年九月卅日現在
(括弧内ハ舊職名ヲ示ス)

調查室	室長	參事	浦松 佐美太郎 (日本鑛業考查部海外課長)
總務課	課長	參事	關 正 獻 (三成鑛業勞務課長)
地方課	課長	參事	村 雨 辰 雄 (古河鑛業足尾鑛業所人事課長)
生 產 部	部長	理事	齋 藤 平 吉 (前出)
生產第一課	課長	參事	小 坂 玄 伍 (日本鑛業北隆鑛山事務所長)
生產第二課	課長	參事	小 島 英 勝 (商工省鑛產局技師)
技術課	課長	參事	熊 谷 忠 三 郎 (日本鑛業高玉鑛山事務所鑛務課長)
企 畫 部	部長	理事	吹 原 彌 生 三 (前出)
企 畫 課	次長	參事	中 澤 榮 一 (三井鑛山鑛務第一部次長兼探鑛課長)
監 理 課	課長	參事	中 村 洋 (日本銅統制組合企畫課長)
原價計算課	課長	參事(兼)	中 村 洋 (前出)
海 外 課	課長	參事(兼)	中 澤 榮 一 (前出)

勞 務 部	部長	理事長(兼)	津 田 秀 榮 (前出)
勞務課	課長	參事(兼)	村 雨 辰 雄 (前出)
厚生課	課長	參事	矢 口 順 道 (札幌鑛山監督局總務部勞務課長)
資 材 部	部長	理事	松 本 政 勝 (前出)
資材第一課	課長	參事	森 秀 雄 (古河合名調度課長代理)
資材第二課	課長	參事	丹 羽 三 彦 (三井鑛山神岡鑛業所經理課)
資材調整課	課長	參事	角 富 太 郎 (日本鑛業需品部購買課長)
配 給 部	部長	理事	藤 井 三 郎 (前出)
配給第一課	次長	參事	淺 野 良 二 (日本鉛亞鉛アンチモン統制組合受渡課長)
配給第二課	課長	參事(兼)	淺 野 良 二 (前出)
配給調整課	課長	參事(兼)	藤 井 三 郎 (前出)
鑛 石 部	部長	理事	葉 山 健 二 郎 (前出)
鑛石第一課	課長	參事	三 間 安 市 (日本鑛業經理部會計課長)
鑛石第二課	課長	參事	松 浦 一 夫 (藤田組商務課鑛石係長)

輸送課 缺

東京支部 支部長 理事(兼)松本政勝(前出)

仙臺支部 支部長 村山沼一郎(松尾鑛業調度部長)

大阪支部 支部長 參事 小島善訓(大阪地方金屬鑛業會總務部長兼資材部長)

福岡支部 支部長 參事 宮本久米太(ラサ工業宮古製鍊所長)

札幌支部 支部長 參事 阿部實壽(古河鑛業本社)

第八 鑛山統制會支部顧問名簿

昭和十七年九月一日現在

東京支部

福田重清 日立鑛山

庄子文治 寶鑛山

遠藤莊次郎 大仁鑛山

下野十郎 足尾鑛山

末綱礎吉 佐渡鑛山

武田春雄 嶺岡鑛山

今永徹次郎 神岡鑛山

橋公監 天生鑛山

飯沼直鋼 秩父鑛山

安田三吉 米子鑛山

山田仁右衛門 持越鑛山

原田仙次郎 津具金山

指宿千春 多野鑛山

進藤淳之佑 土肥金山

小島庸一 東京地方鑛山統制組合

山田耕作 根羽澤鑛山

仙臺支部

北村民也 高森鑛山

川島清 大湊工場

小島岩太郎 松尾鑛山

下島文三郎 土畑鑛山

小川芳明 大萱生鑛山

明石孝因 細倉鑛山

曾雌勝壽 大谷鑛山

鍋島朝俊 尾去澤鑛山

八代一郎 吉乃鑛山

增山一雄 大澤鑛山

立石巖夫 阿仁鑛山

岩谷東七郎 舟打鑛山

小倉進 釜石鑛山

光永悅一 田老鑛山

松田德太郎 岩手鑛山

神吉英三 和賀仙人鑛山

大橋鐵男 東北鑛業

高橋清治郎 荒雄嶽鑛山

有倉淳次郎 小坂鑛山

早崎正直 發盛鑛山

小西正倫 花岡鑛山

白石保四郎 永松鑛山

大阪支部

厚母庸二 高玉鑛山
 小野彌太郎 沼尻鑛山
 村尾大助 石原産業海運
 仁田利助 四日市製鍊所
 金子永十郎 飯盛鑛山
 土井清 藤田組
 岡本義太郎 日本産金振興
 後藤章司 日本鑛業
 檀上良一 白瀧鑛山
 加藤長吉 大阪製鍊所
 堀部英 直島製鍊所
 中馬信行 日比製鍊所
 荒川英二 別子鑛山

白石正明 高旗鑛山
 佐竹兵治 帝國鑛發

新田豐造 紀州鑛山
 鈴木綱輔 古河鑛業
 兼本興繼 東亞化學製鍊
 小原信夫 棚原鑛山
 飯沼直鋼 日室鑛業
 菊池諄吾 尾小屋鑛山
 渡邊武 中龍鑛山
 岩尾行造 生野鑛山
 中泉新 帝國鑛發
 飯田彌五郎 住友鑛業
 神山今朝二 大久喜鑛山

札幌支部

三宅傳七 手稻鑛山
 加賀山一 鴻之舞鑛山
 渡邊芳一郎 日東鑛山
 日野神兒 稻倉石鑛山
 鳥羽清 イトムカ鑛山
 楊井知行 轟鑛山
 磯貞治 豊羽鑛山
 永川啓藏 豊浦鑛山
 瀬戸洋 帝國滿俺
 福富忠男 北海道帝大
 矢武伊太郎 日本白金クロム鑛山
 小野義男 政和鑛山
 齋藤政也 濱頓別鑛山
 榎啓三 靜狩鑛山
 早川善吉 十勝鑛山

中村友之助 豊羽鑛山
 八田勇馬 八田鑛山
 三崎復造 幌別鑛山
 大町政利 俱知安鑛山
 今澤義重 國富鑛山
 鳥居秀幹 昭和鑛山
 笠原秀世 大金鑛山
 加藤榮太郎 錢龜澤鑛山
 黒田祝 珊瑚鑛山
 舟橋要 和寒鑛山
 竹本友一 小針岸鑛山
 島田要一 島田鑛山
 今井作治 石崎鑛山
 岡村昇 大盛鑛山
 宮崎勝 八雲鑛山

福岡支部

矢部兵之助 佐賀製鍊所
尾平惣藏 三池製鍊所
加藤廣雄 對州鑛山
廣川春治 石原旭鑛山
吉滿良吉 枕崎製鍊所
筒井久次郎 串木野鑛山
石松七郎 春日鑛山
松家勇 尾平鑛山
中山茅 櫻郷鑛山

若口富雄 三池製鍊所彦島工場
小林勝之助 振興星野鑛山
和田彰泰 鯛生鑛山
京谷甚治 檜峰鑛山
伊知地清彦 薩摩興業
豐田正義 王ノ山鑛山
星子至誠 大口鑛山
山口盛治 河山鑛山
佐々都賀雄 見立鑛山
昭和十六年十二月十八日
商工省告示第千二百八十一號(東京)
同 第千二百八十二號(仙臺)
同 第千二百八十三號(大阪)
同 第千二百八十四號(福岡)
同 第千二百八十五號(北海道)

第九 各地方鑛山統制組合定款

第一章 總則

- 第一條 本組合ハ鑛山統制會ノ統制指導ノ下ニ鑛產物(石炭、亞炭、石油及土瀝青ヲ除ク)ノ生産ニ關スル事業(鐵鑛、ニッケル鑛、アルミニウム及マグネシウムノ製鍊ニ關スル事業ヲ除ク)ノ統制運営ヲ計リ且當該事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス
- 第二條 本組合ハ重要産業團體令ニ依リ設立シ○○地方鑛山統制組合ト稱ス
- 第三條 本組合ノ地區ハ○○鑛山監督局ノ管轄區域トス(註―北海道鑛山統制組合ハ札幌鑛山監督局ノ管轄區域)
- 第四條 本組合ハ事務所ヲ○○市(註―東京市、仙臺市、大阪市、福岡市及札幌市)ニ置キ必要ニ應ジ支所又ハ出張所ヲ設ク
- 第五條 本組合ハ地區内ニ於テ第一條ノ事業ヲ營ム者ニシテ鑛山統制會ノ會員ニ非ザル者ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第六條 本組合ハ組合員ニ對シ經費ヲ賦課ス
本組合ハ本組合ノ事業ヲ行フ爲テ必要アルトキハ○○鑛山監督局長ノ認可ヲ受ケ組合員ノ全部又ハ一部ニ對シ前項ノ規定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課ス
- 第七條 本組合ノ公告ハ○○ヲ以テ之ヲ爲ス(註―東京ニ東京日日新聞、仙臺ニ官報、大阪ニ日本工業新聞、福岡ニ福岡日日新聞、北海道ニ北海タイムス及ビ小樽新聞)

第二章 事業

第八條 本組合ハ第一條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事項ニ付必要ナル事業ヲ行フ

- 一、鑛産物ノ生産計畫ノ設定及遂行ニ關スル事項
 - 二、第一條ノ事業ニ要スル資材、資金及勞務ノ確保及配分ニ關スル事項
 - 三、第一條ノ事業ノ整備確立ニ關スル事項
 - 四、第一條ノ事業ニ於ケル技術ノ向上、能率ノ増進、經理ノ改善其ノ他事業經營ノ合理化ニ關スル事項
 - 五、組合員ノ第一條ノ事業ニ關スル指導及検査ニ關スル事項
 - 六、鑛産物ニ關スル調査及研究ニ關スル事項
 - 七、其ノ他本組合ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル事項
- 第九條 本組合ハ事業ノ報行ニ付〇〇鑛山監督局長ノ認可ヲ受ケ統制規程ヲ定ム

第三章 役員

第十條 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク

理事長	一人
理事	三人
監事	一人
評議員	若干人

第十一條 理事長ハ本組合ヲ代表シ組合事務ヲ總理シ組合員ノ營ム第一條ノ事業ノ統制指導ニ任ズ
理事ハ理事長ヲ輔佐シ組合事務ヲ分掌シ豫メ理事長ノ定ムル順位ニ依リ理事長ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ本組合ノ財産ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ理事長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ理事長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十二條 理事長ハ第一條ノ事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ鑛山統制會ノ會長之ヲ命ジ
シ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

理事ハ第一條ノ事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ理事長之ヲ命ジ
シ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス

評議員ハ第一條ノ事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ理事長之ヲ命ジ
シ商工大臣ノ認可ヲ受クルモノトス
監事ハ評議員其ノ過半数ノ同意ニ依リ之ヲ選任ス

第十三條 役員ノ任期ハ左ノ通トス

理事長	三年
理事	三年
監事	二年
評議員	二年

理事長必要アリト認ムルトキハ商工大臣ノ認可ヲ受ケ任期中ト雖モ理事ヲ解任スルコトヲ得

第四章 總代會

第十四條 本組合ニ總會ニ代ヘ總代會ヲ設ク

第十五條 總代ハ三十名以內トス

總代ハ理事長評議員ニ諮リ組合員ノ中ヨリ之ヲ命ズ

第十六條 總代ノ任期ハ二年トス

第十七條 總代會ハ通常總代會及臨時總代會ノ二種トス

通常總代會ハ毎年一回三月ニ、臨時總代會ハ理事長必要アリト認ムルトキ之ヲ開催ス

總代會ハ理事長之ヲ招集ス

第十八條 總代會ノ議長ハ理事長之ニ當ル理事長事故アルトキハ豫メ理事長ノ定メタル順位ニ依リ

理事長ノ職務ヲ代理スル理事之ニ當ル

第十九條 左ニ掲グル事項ハ總代會ニ諮リ理事長之ヲ決ス

一、定款ノ變更

二、收支豫算

三、第六條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第二十條 理事長ハ毎年總代會ニ本組合ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ財産ノ狀況ヲ報告セシム

第五章 事務局

第二十一條 本組合ノ事務ヲ處理スル爲本組合ニ事務局ヲ置ク

第二十二條 前條ノ外職員其ノ他事務局ニ關スル事項ニ付テハ理事長之ヲ定ム

第六章 會計

第二十三條 本組合ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十四條 前條ノ外會計ニ關スル事項ニ付テハ理事長之ヲ定ム

大阪地方鑛山統制組合

同 同 同 評 同 同 同 同
議 事 事 事 事 事 事 事 事
員 員 員 員 員 員 員 員

光永悦一
有倉淳次郎
大橋鐵男
北村民也
神吉英三
富川七之助
立石巖夫
岩谷東七郎

田老鑛山
小坂鑛山
東北興業
高森鑛山
和賀仙人鑛山
日本硫黃
阿仁鑛山
舟打鑛山

福岡地方鑛山統制組合

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
事 事 事 事 事 事 事 事 事 事

後藤章司
村尾大助
土井清
久保田定二
千葉浦次
森田隆二郎
廣瀬安次
辻中源治郎
菅原榮藏

日本鑛業大阪支店
石原産業海運
藤田組
佐々連鑛業
日本精鑛
日南鑛業
廣瀬鑛山
松下鑛業
富栖金山

宮本久米太
川島康一
伊知地清彦
藏内次郎兵衛
平塚保明

鑛山統制會福岡支部
鑛山統制會福岡支部
山ヶ野鑛山
土々呂製鍊所
土々呂製鍊所

北海道鑛山統制組合

評議員	石原圓吉	石原滿俺
同	石松七郎	春日鑛山
同	加藤廣雄	對州鑛山
同	榑島榮	成清池野鑛山
同	筒井久次郎	串木野鑛山
同	常田健次郎	東洋硫黃鑛業
同	京谷甚治	檜峰鑛山
同	小林勝之助	振興星野鑛山
同	和田彰泰	鯛生鑛山
理事	土屋裕	靜狩鑛山
理事	山中克己	鑛山統制會札幌支部
同	荒田太吉	茂岩鑛山
同	加藤登	千歲鑛山
同	土谷誠太郎	幌加内土谷鑛山
監事		

第十一 日本金屬配給株式會社定款

第一章 總則

評議員	兩角克治	跡佐登鑛山
同	大山不二太郎	隆尾鑛山
同	吉村孝治郎	生田原鑛山
同	添田武源	龍武鑛山
同	加賀山一	鴻之舞鑛山
同	三宅傳七	手稻鑛山
同	中村友之助	豐羽鑛山
同	大町政利	俱知安鑛山
同	黒田祝	三井珊瑚鑛山

第一條 本會社ハ銅、鉛、亞鉛、アンチモン、錫、水銀、硫黃其ノ他鑛山統制會長ノ定ムル鑛產物ノ一元的配給統制ヲ行フ爲左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、銅、鉛、錫等配給統制規則ノ銅、鉛、亜鉛、アンチモン、錫、水銀等ノ非鐵金屬及硫黃配給統制規則ノ硫黃並ニ其ノ他鑛山統制會長ノ定ムル鑛產物ノ賣買又ハ移輸出
二、銅、鉛、亜鉛、アンチモン、錫等ノ非鐵金屬ノ故又ハ屑ノ買入及再生委託並ニ其ノ再生品ノ販賣

三、前各號ニ關聯スル一切ノ業務

第二條 本會社ハ日本金屬配給株式會社ト稱ス

第三條 本會社ハ本店ヲ東京市ニ支店ヲ大阪市ニ置ク

尙ホ必要ノ地ニ出張所又ハ代理店ヲ置クコトヲ得

第四條 本會社ノ公告ハ官報ニ之ヲ掲載ス

第二章 資本及株式

第五條 本會社ハ資本金ヲ一千萬圓トシ之ヲ二十萬株ニ分チ一株ノ金額ヲ五十圓トス

第六條 本會社ノ株式ハ鑛山統制會員若ハ鑛山統制會長ガ承認シタルモノニ非ザレバ之ヲ所有スルコトヲ得ズ

第七條 株金第一回ノ拂込金額ハ一株ニ付金二十五圓トシ第二回以後ノ拂込金額其ノ時期及方法

ハ取締役會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 株金ノ拂込ヲ遲滞シタル株主ハ拂込期日ノ翌日ヨリ拂込完了ノ日迄金百圓ニ付一日金四錢ノ割合ニ依ル違約金ヲ支拂ヒ且ツ遲滞ノ爲生ジタル損害ヲ賠償スベシ

第九條 本會社ノ株式ハ總テ記名式トシ百株券ノ一種トス

第十條 本會社ノ株主ノ所有スル株式ハ百株ノ整數倍ナル株式タルコトヲ要スルモノトス

第十一條 本會社ノ株式ハ取締役會ノ承諾ヲ經テ鑛山統制會長ノ承認ヲ受タルニ非ザレバ賣買、贈與、質入其ノ他一切ノ處分行爲ヲ爲スヲ得ザルモノトス

本會社ノ株式ハ裏書ニ依ル讓渡ヲ爲スコトヲ得ザルモノトス

第十二條 毀損ニ因リ新株券ノ交付ヲ受ケ、讓渡相續等ニ因リ株式ノ名義書換ヲ爲シ、質權ニ關スル登錄又ハ信託ノ表示若ハ其ノ抹消ヲ爲サントスル株主ハ本會社所定ノ手續ニ從ヒ請求スベシ但シ毀損ノ程度ガ株券ノ眞偽判明困難ナル場合ニハ第十三條ノ例ニ依ルモノトス

新株券ノ交付手数料ハ新株券一通ニ付金五十錢トシ株式ノ名義書換及質權ニ關スル登錄手数料ハ株券一通ニ付金十錢トス

第十三條 株券ヲ喪失シタル株主ハ除權判決ノ正本又ハ謄本ヲ提出シ本會社所定ノ手續ニ從ヒ新株券ヲ請求スルコトヲ得

新株券ノ交付手数料ハ前條第二項ニ依ル

第十四條 株主、質權者、其ノ法定代理人若ハ代表者ハ其ノ氏名、住所及印鑑ヲ本會知ニ届出ヅベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

本會社ニ提出スル書類ニハ届出ノ印章ヲ押捺スルコトヲ要ス

第十五條 本會社ハ每期決算期日翌日ヨリ定時株主總會終了ノ日迄及臨時株主總會ノ通知ヲ發シタル日ヨリ該總會終了ノ日迄株式名義書換及質權ニ關スル登録ヲ停止スルコトヲ得

第三章 役員

第十六條 本會社ニ取締役十名以内、監査役三名以内ヲ置ク

第十七條 取締役及監査役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

役員ノ選任及ビ解任ノ決議ハ鐵山統制會長ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十八條 取締役ノ任期ハ就任後第六回、監査役ノ任期ハ就任後第四回ノ定時株主總會終結ノ時ヲ以テ終了ス但シ取締役ノ一部又ハ監査役ノ一部ノミ選任スル場合ニ於テハ其ノ任期ハ他ノ在任取締役又ハ監査役ノ殘任期ニ同ジ

第十九條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生ズルモ法定ノ員數ヲ缺カザルトキハ其ノ補缺選舉ハ之ヲ延期スルコトヲ得

期スルコトヲ得

第二十條 株主總會ニ於テ取締役中會社ヲ代表スベキモノ若干名ヲ選任シ各自會社ヲ代表セシム

取締役ハ代表取締役中ヨリ社長一名常務取締役若干名ヲ互選ス

第二十一條 取締役ハ取締役會ヲ組織ス

取締役會ハ社長之ヲ招集シ社長事故アル時ハ常務取締役之ヲ招集シ議長ト爲ル

取締役會ノ議事ハ出席取締役ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

監査役ハ取締役會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第二十二條 各表代取締役ハ取締役會ノ決議ニ依リ業務ヲ執行ス但シ常務ハ之ヲ專行ス

第二十三條 取締役ハ取締役會ノ承認ヲ得タルトキハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ取締役ト爲ルコトヲ得

第四章 株主總會

第二十四條 定時總會ハ毎決算期ノ翌日ヨリ二ヶ月以内ニ之ヲ招集ス

第二十五條 總會ノ議長ハ社長之ニ當ル社長支障アルトキハ常務取締役之ニ當リ社長常務取締役共ニ支障アルトキハ他ノ出席取締役之ニ當ル

第二十六條 株主ハ總會ニ於テ他ノ出席株主ニ委任シ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得但シ總會開會前其ノ代理權ヲ證スル書面ヲ本會社ニ提出スルコトヲ要ス

第二十七條 定款ノ變更、合併及解散ノ決議ハ鑛山統制會長ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十八條 總會ノ議事ハ其ノ經過ノ要領及結果ヲ議事録ニ記載シ議長出席シタル取締役及監查役記名捺印シ之ヲ本會社ニ保存ス

第五章 計 算

第二十九條 本會社ハ毎年三月末日及九月末日ヲ以テ決算期トス

第三十條 每營業期ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額ヲ純益金トシ之ニ前期繰越金ヲ加ヘタル額ヲ左ノ通り處分スルモノトス但シ其ノ一部ヲ次期繰越金社員給與金ト爲スコトヲ得

- 一、法定積立金
- 一、諸税引當金
- 一、役員賞與金
- 一、株主配當金
- 一、別途積立金
- 一、退職慰勞準備金

第三十一條 利益金ノ處分ハ定時總會招集前ニ鑛山統制會長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

條三十二條 各營業期ノ株主配當金ハ該期末日ニ於ケル株主名簿現在ノ株主ニ之ヲ配當ス
第三十三條 配當金ハ其ノ決議ヲ爲シタル株主總會當日ヨリ滿五ヶ年以内ニ請求ナキトキハ之ヲ本會社ノ所得トス

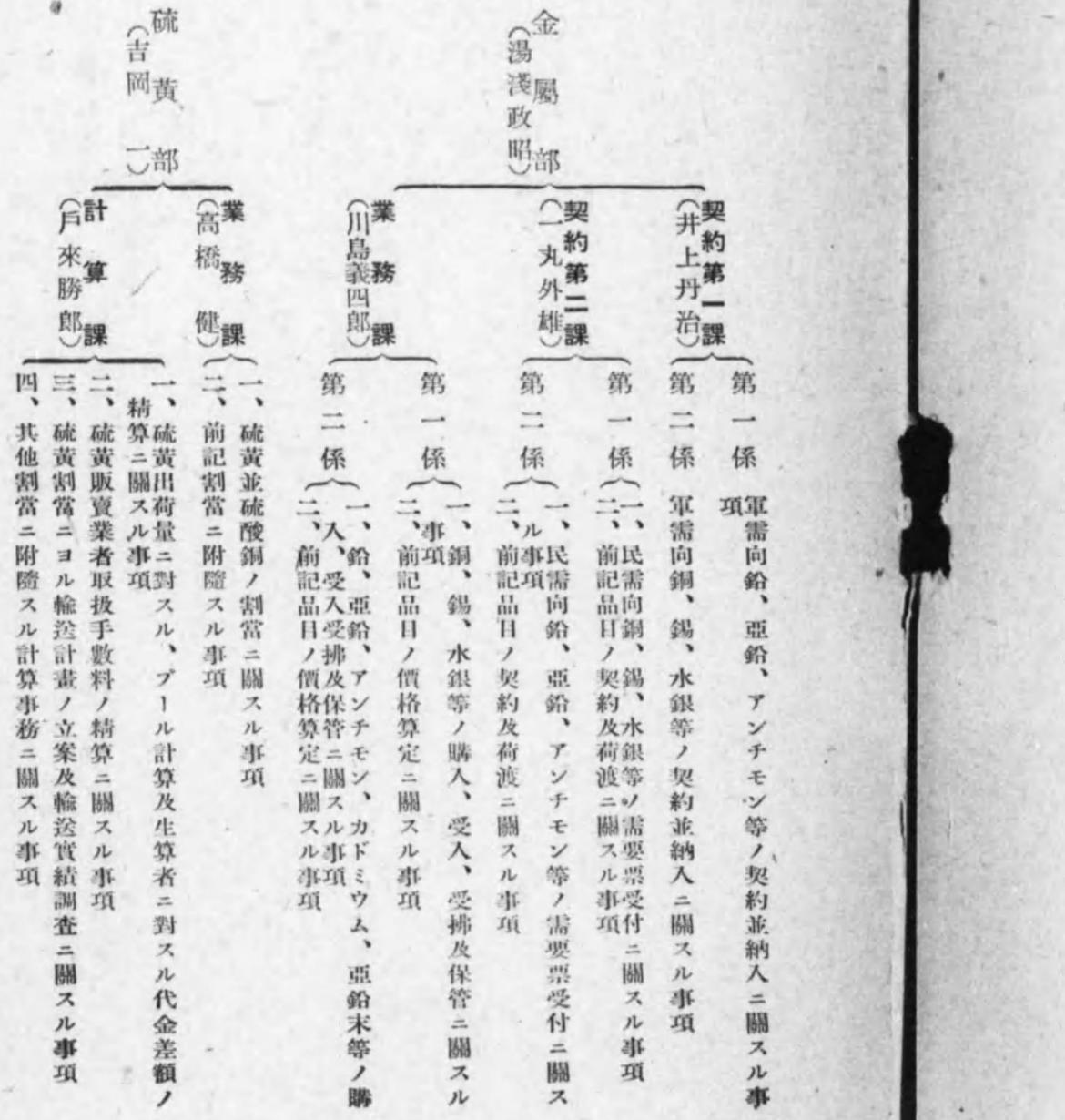
第十二 日本金屬配給株式會社役員名簿

取締役社長	男爵 伊藤 文吉	鑛山統制會長
常務取締役	山田 久次郎	三井鑛山株式會社出身
同	藤井 三郎	鑛山統制會配給部長
取締役	土井 清	株式會社藤田組常務取締役
同	吉岡 美豐	三井鑛山株式會社商務部長
同	後藤 平馬	日本鑛業株式會社營業部長
同	五代 信厚	古河鑛業株式會社營業課長
同	足立 哲夫	住友鑛業株式會社東京支所長
同	篠部 富藏	三菱鑛業株式會社金屬部長

監査役
 林 知義 松尾鑛業株式會社專務取締役
 同 安 保 生 帝國鑛業開發株式會社總務部長
 同 青 木 寅 雄 野村鑛業株式會社支配人

第十三 日本金屬配給株式會社職制事務分掌一覽

取締役社長 男爵 伊藤 文吉
 常務取締役 山田 久次郎 藤井 三郎
 社長秘書—西岡清—谷地浩一郎



大阪支店
(宇都宮治部)
 兼業務課
(宇都宮治部)

一、支店關係會計、庶務、人事ニ關スル事項
 一、支店關係軍民需向銅、錫等ノ納入、荷渡及保管ニ關スル事項

(出文協承認)
 あ280043號



社 濟 經 新

昭和十七年十月十八日 印刷
 昭和十七年十月廿二日 發行

〔三、〇〇〇部〕

『鑛山統制會の進路』

壹圓五拾錢

著者 津田 秀榮

編者 重要産業協議會

發行者 三ツ木隆治

印刷者 森島金治郎

發行所 新經濟社

印刷所・森島印刷所
 製本所・野田製本所
 配給元 日本出版配給株式會社
 東京市神田區淡路町二ノ九

(東京二二五〇)

文部會員番號112238番 (落丁・亂丁等は御持込下さらばお取替へ致します)

統制會叢書

各册平均 300頁
B列6號瀟酒判

東京市京橋區京橋二丁目一番地
新經濟社
刊

現下の經濟部門に於て統制會を無視しては何等の活動も成し得ぬ事は自明である。統制會叢書はこの統制會活動の線に沿うて統制會に關する凡ゆる問題を捉へ、之を解明して、江湖各層の要望に應へむとして、發刊したものである。

- 重要産業協議會 書記 長 帆 足 計 著
- 第1輯 統制會の理論と實際 ¥ 1.50
千 12
- 企業院 第一部 第一課 長 迫 水 久 常 著
- 第2輯 金融統制會の進路 ¥ 1.50
千 12
- 鐵鋼統制會 理事 長 小 日 山 直 登 著
- 第3輯 鐵鋼統制會の進路 ¥ 1.50
千 12
- 工業組合中央會 專務理事 圓 地 與 四 松 著
- 第4輯 工業組合と統制會 ¥ 1.50
千 12
- 鑛山統制會 理事 長 津 田 秀 榮 著
- 第5輯 鑛山統制會の進路 ¥ 1.50
千 12

—以下續刊—

振替東京134238番・電話京橋(56)9121・9611番

法令立案者
自身による

統制法令解説叢書

<各册平均200頁・B列6號判>

重要産業統制團體協議會編・新經濟社刊

- 商工省總務局 生産擴充課長 山 本 高 行 述
- 第1輯 産業設備營團解説 ¥ 0.80
千 4
- 商工省振興部 總務課長 榎 本 謹 吾 著
- 第2輯 企業許可令の解説 ¥ 1.20
千 8
- 商工省機械局 總務課事務官 森 誓 夫 述
- 第3輯 重要機械製造事業法解説 ¥ 1.40
千 8
- 商工省總務局 物資動員課長 平 井 富 三 郎 著
- 第4輯 重要物資管理營團解説 ¥ 1.20
千 8
- 大藏省 田 中 豐 著
- 第5輯 戰時金融金庫解説 ¥ 1.30
千 8
- 海務院運輸部 第一輸送課長 今 井 田 研 二 郎 著
- 第6輯 戰時海運管理令解説 ¥ 1.20
千 8
- 大藏省理財局 外事課長 愛 知 揆 一 著
- 第7輯 南方開發金庫解説 ¥ 1.20
千 8

《以下續刊》

東京市京橋區京橋2ノ1・振替東京134238番

森澤元三郎著

A5判・四〇〇頁
洋布裝・上製本
定價四圓貳拾錢

東印度工業と工業化問題

『ウイルヘルミナ女皇の首飾』——東印度は、隸屬と抑壓の絆より解放された。大東亞共榮圈の根幹として、原料資源供給國の地位より、工業國として發展すべき基礎は、本書によつて詳細に究明された。建設への一つの指標として、本書は全く新しい且つユニークな研究である。

【内容目次】

- 第一章 東印度工業の立場
- 第二章 東印度工業の重要性
- 第三章 政府の工業政策と工業發展
- 第四章 工業化の現狀
- 第五章 物質的諸條件
- 第六章 化學工業の重要性
- 第七章 結論
- 附録 地圖及圖表數葉

〔行刊旬下月一十〕

東京市京橋區京橋二丁目一番地
振替東京一三四二三八番
新 經 濟 社



統制會叢書
第四輯
新經濟社
版

¥ 1.50

終